

第 2 回消費生活審議会における御意見への対応について

御意見	対応
随時情報発信をできるものについては、目標の回数に関係なく、必要な情報を素早く流すという姿勢を今後も取っていただきたい。	<ul style="list-style-type: none">・消費者に対し注意喚起が必要と判断したトラブルの事例を「緊急情報発信」という形で市町村、社会福祉協議会、警察など関係機関に速やかに文書で情報提供しているほか、ホームページやX（旧 Twitter）にも掲載している。・引き続き、緊急情報発信やホームページ、X、メールマガジンを活用し、消費者がトラブルに遭わないための情報提供を行っていく。
高齢者の被害防止の啓発ポスター等の配布先に、病院やタクシー会社を加えてはどうか。	<ul style="list-style-type: none">・医療機関やタクシー等でも啓発ポスター等を掲示していただけるよう、関係機関と調整していく。・なお、令和 5 年度から県バス協会の協力を得て、路線バス 3 社で啓発ポスターを掲示しており、令和 6 年度以降も引き続き依頼する予定である。さらに、効果的な掲示場所や施設の拡大を検討していく。